

令和3年4月1日付け静岡県河川管理条例の改正

浜名湖の水上オートバイ通航ルール

プレジャーボート等の制限水域での通航が規制され、

3万円以下の罰則が設けられました。

法第3条1項において通航を制限する必要があると認めて規則で定める水域を通航する舟は知事が指定した方法により通航させなければならない。

・制限する水域は、

⇒岸から200メートル以内

⇒細江湖、猪鼻湖

⇒制限水域杭より南側

※期間指定**制限解除あり**

7～9月の土・日・祝・休日

・対象船舶は、

⇒総トン数20トン未満の船舶のうち、操舵輪により操作するもの及び水上オートバイ（登録された漁船を除く）

<知事が指定した方法とは>

時間は、

⇒日出時から日没時まで

（水上バイクは午前8時から日没まで）

方法は、

⇒蛇行、急発進等により漁業者その他の河川使用者に支障を与えないこと

【蛇行、急発進等って？】

蛇行、急発進、回転、船首部の持ち上げ及びウェイクボードなどを牽引する行為を言います。なお、水上オートバイの運転技術並びにマナーの向上を目的とし、一定のエリア内での確な管理体制と明確な責任体制の下で指導を行うものはこれに該当しません。

静岡県河川管理条例 URL

www.pref.shizuoka.jp/kensetsu/ke-890/documents/hamanako.pdf

